

令和4年12月26日
株式会社 但馬銀行

「インターネットバンキングによる投資信託サービス利用規定」の改定について

成年年齢の改正にともない、下記のとおり、「インターネットバンキングによる投資信託サービス利用規定」を改定します。

記

一、改定日

令和5年1月1日（日）

二、改定内容

改定前	改定後
1. (この規定の趣旨)) (省 略)	1. (この規定の趣旨)) (現行どおり)
3. (自己責任の原則)	3. (自己責任の原則)
4. (本サービスの利用) (1) (省 略) (2) 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合、原則として本サービスを利用いただけません。 ① 満20歳未満のお客さま ② 非居住者のお客さま（居住者が非居住者となった場合も含みます。） ③ 法人のお客さま ④ その他当行が別途定めるお客さま (3) (省 略)	4. (本サービスの利用) (1) (現行どおり) (2) 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合、原則として本サービスを利用いただけません。 ① 満18歳未満のお客さま ② 非居住者のお客さま（居住者が非居住者となった場合も含みます。） ③ 法人のお客さま ④ その他当行が別途定めるお客さま (3) (現行どおり)
5. (取引の名義等)) (省 略)	5. (取引の名義等)) (現行どおり)
3 2. (規定の変更)	3 2. (規定の変更)

以 上

本件に関するお問い合わせ
但馬銀行 相談ダイヤル 0120-164-230
受付時間／平日 9:00～17:00
(ただし、銀行休業日を除く)